

スロバキア共和国産業財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 SK. I
委 任 状	附属書 SK. II

略語のリスト

国内官庁： スロバキア共和国産業財産庁

PA： 特許，補充的保護証明書，その他の法律の改正に関する法律 No. 435/2001 Coll.
(特許法)，改正済¹

UM： 実用新案及び一部の法律の改正に関する法律 No. 517/2007 Coll，改正済¹

AF： 行政手数料に関する法律 No. 145/1995 Coll，改正済¹

AP： 行政手続に関する法律 No. 71/1967 Coll，改正済¹

MF： 特許維持手数料，スロバキア共和国で有効な欧州特許の維持手数料，医薬品及び
植物保護製品の補充的保護証明書の維持手数料，一部の法律の改正に関する法律
No. 495/2008 Coll，改正済¹

1 法令の条文はインターネット <http://www.upv.sk> 又は <http://www.indprop.gov.sk> から入手することができる。

指定（又は選択）官庁 SK	スロバキア共和国産業財産庁	概要 SK
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	EUR 166	
要求される国際出願の翻訳文の言語	スロバキア語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない。国内官庁はカラー図面を認めないが、グレースケールの複製物を含む図面は認める。	
国内手数料	通貨：ユーロ（EUR） 特許について： 出願手数料 ¹ －発明者又は共同発明者が出願した場合…… EUR 30 －発明者以外の出願人又は共同発明者以外の複数出願人が出願した場合…… EUR 60 実用新案について： 出願手数料 ¹ －発明者又は共同発明者が出願した場合…… EUR 34 －発明者以外の出願人又は共同発明者以外の複数出願人が出願した場合…… EUR 68	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	出願が電子手段によって行われた場合、出願手数料は50%減額される	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内、又はこの期間内に不払の場合には、出願手数料支払を求める通知の受領から15日以内に支払わなければならない。

SK	スロバキア共和国産業財産庁（続き）	SK
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ²	出願人が発明者でない場合には，出願人が出願及び特許付与を受ける資格に関する書類 ³ 特許の国際出願の翻訳文3通 実用新案の国際出願の翻訳文3通 関係する発明が特許可能であるのか否かの判断に優先権主張の有効性が関与する場合，国内官庁は，優先権書類のスロバキア語翻訳文又はEPO公用語の1つによる翻訳文のいずれかを出願人の選択で提出するよう出願人に要求することができる 出願人がEEA協定締約国の国民ではなく，EEA協定締約国に居所又は業務地を有していない場合には，スロバキア共和国で登録された弁護士又は弁理士による代理が要求される	
誰が代理人として行為できるか？	出願人がEEA協定締約国の国民ではなく，EEA協定締約国に居所又は業務地を有していない場合には，代理人として行為する者を選任することができる 出願人がEEA協定締約国の国民ではなく，EEA協定締約国に居所又は業務地を有していない場合には，スロバキア共和国で登録された弁護士又は弁理士による代理が要求される	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

² PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

³ 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

SK. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。国内官庁に提出された翻訳文が明細書のみを含んでいる場合、国内官庁は不足の部分を提出するように出願人に通知し、国内官庁に提出された翻訳文に含まれる開示の範囲を超えないことを条件に、遅延提出を許容する。

SK. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書SK. I に概説されている。

AP Art. 17(3)

SK. 03 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書SK. II に示されている。

MF Art. 5
8

SK. 04 年金

特許の存続期間中の各年について、特許を有効に維持するための維持手数料を支払う（附属書SK. I 参照）。最初の特許維持手数料は通知に基づき、特許付与査定日から3箇月以内に、特許出願の年から特許付与査定日を含む年までの期間について支払う。その後は特許が有効な各年について、通知を受けることなく、前年度の存続期間の終了前に手数料を支払う。期間内に支払われない場合であっても、支払期日から6箇月以内であれば100%の割増料を伴い引き続き支払可能である。

PA Art. 43(1)

SK. 05 審査請求

特許は特許性の審査後に初めて付与され、審査請求は出願人又は第三者が可能である。請求の特別の様式は存在しない。

PA Art. 43(2)

SK. 06 審査請求の期間

審査請求は国際出願日から36箇月以内に行わなければならない。

PCT Art. 28
41

SK. 07 出願の補正及びその時期

PA Art. 45

出願人は、特許付与査定が確定するまで、明細書、請求の範囲及び図面の補正をすることができる。ただし、補正された出願の主題が、最初にされた出願の範囲を超えないことを条件とする。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

SK. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局による過失を否定する場合には、その決定の受領日から30日以内に当該決定に対する審判を請求することができる。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PA Art. 51(1)
51(3)
51(4)

SK. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国内官庁が定める期間は請求によって延長することができる。請求は期間延長のための特別手数料を伴わなければならない（附属書SK. I 参照）。

PA Art. 51(2)
51(3)

SK.10 手続続行

国内官庁に対して手続中の当事者が、ある行為をするために国内官庁が定めた期間を遵守しなかった場合、その当事者は、当該期間を遵守しなかった結果として国内官庁が行った決定を受領してから2箇月以内に、手続続行を国内官庁に請求すると同時に、不履行の行為を完了させる資格を有する。この請求には特別手数料を伴わなければならない（附属書SK. I 参照）。

PA Art. 52(1)-(3)

SK.11 権利の回復

国内官庁に対して手続中の当事者が、状況によって求められる相当の注意をすべて払ったにもかかわらず、ある行為を完了させるために制定法で定めた期間又は国内官庁が定めた期間を遵守せず、その行為の不履行の結果として手続の中止又はその他の権利の喪失となった

場合、その当事者は、その行為の不履行の理由が解消してから2箇月以内であって遵守されなかった期間の満了から12箇月以内に、国内官庁に権利回復を請求すると同時に、不履行の行為を完了させる資格を有する。請求には特別手数料を伴わなければならない。この場合に手続中の当事者は、請求の正当性、及び特に行為を妨げていた事実について陳述する。この陳述が定められた期間内に提出されなければ、国内官庁は請求について決定するときこの陳述を考慮しない。

PCT Art.	4.3	SK.12 実用新案 出願人がスロバキア共和国において、国際出願に基づき、 (i) 特許に代えて、又は (ii) 特許に追加して、 実用新案登録の取得を希望する場合、出願人はSK.16の規定に従うことを条件として、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
	43	
	44	
PCT Rule	4.12	
	49bis.1	
	(a),(b)	
	76.5	
UM Art.	57	

SK.13 国際出願が特許に代えての実用新案を求めるものである場合（SK.12にいう場合を参照）、要件は特許についてと基本的に同じである。ただし、出願人には次が要求されない。

(i) 審査請求

(ii) 年金料の支払

年金の代わりに、延長手数料を実用新案について支払う。支払期日及び支払額は附属書SK. Iに表示されている。保護期間（出願日から4年）の延長手数料の支払によって、保護期間は2回、3年間延長される（最長の保護存続期間は出願日から10年）。

PA Art.	58(3)	SK.14 国際出願が実用新案及び特許の双方を求めるものである場合（SK.12(ii)にいう場合を参照）、出願人は国内段階移行期間内に以下の要件を充足しなければならない。
UM Art.	57(1)	

(i) 国際出願書類（特許用に1通、実用新案用に1通）の提出

(ii) 国際出願の翻訳文の提出、特許については3通、実用新案については2通

(ii)の要件が国内段階移行期間内に充足されていない場合であっても、国内官庁の通知で定める期間内に充足することができる。

出願人は特許及び実用新案の両方について2件分の出願手数料の支払が要求される。出願手数料は出願時又は出願手数料支払を求める通知の受領から15日以内に支払わなければならない。

PCT Art.	7(2)(ii)	SK.15 SK.12にいういずれかの場合において、国際出願が図面を含んでいない場合、国内官庁は通知で定める期間内に図面を提出するよう出願人に求める。
----------	----------	--

UM Art.	35	SK.16 出願人が国内出願又はスロバキア共和国で有効な欧州特許についての欧州特許出願を行い、その後に先の特許出願と同一の主題に関して実用新案出願を行う場合、出願人は、特許出願に関する査定の日から2箇月以内、又はそのような査定が行われていない場合には特許出願日から10年以内に実用新案出願を行うことを条件として、先の特許出願の出願日を主張することができる。先の特許出願において主張された優先権は、その後の実用新案出願にも適用される。
---------	----	---

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許

出願手数料¹：

－発明者又は共同発明者が出願した場合……………	30
－発明者以外の出願人又は共同発明者以外の複数出願人が出願した場合……………	60

他の出願人名義への出願譲渡の登録手数料……………	30
--------------------------	----

審査請求手数料

－基本手数料……………	116
－10個を超える各請求の範囲の追加手数料……………	20

2回目以降の期間延長手数料……………	20
--------------------	----

手続続行手数料……………	66
--------------	----

権利回復手数料……………	166
--------------	-----

10頁を超えない特許明細書の発行手数料……………	66
--------------------------	----

－各追加頁につき……………	10
---------------	----

年 金

－第3年度……………	66
－第4年度……………	82.50
－第5年度……………	99.50
－第6年度……………	116
－第7年度……………	132.50
－第8年度……………	149
－第9年度……………	165.50
－第10年度……………	199
－第11年度……………	232
－第12年度……………	265.50
－第13年度……………	298.50
－第14年度……………	331.50
－第15年度……………	365
－第16年度……………	398
－第17年度……………	464.50
－第18年度……………	531
－第19年度……………	597
－第20年度……………	663.50

実用新案

出願手数料¹：

－発明者又は共同発明者が出願した場合……………	34
－発明者以外の出願人又は共同発明者以外の複数出願人が出願した場合……………	68

¹ 出願が電子手段によって行われた場合、出願手数料は50%減額される。

実用新案登録の有効期間延長²

－ 3 年間について, 1 回目……………	150
－実用新案の失効後 6 か月以内に請求する場合, 3 年間について, 1 回目……………	300
－ 3 年間について, 2 回目……………	300
－実用新案の失効後 6 か月以内に請求する場合, 3 年間について, 2 回目……………	600

手数料の支払方法

手数料は次の通貨による支払が要求される：ユーロ（EUR）。

支払は、スロバキア共和国産業財産庁の口座 No. 7000060750/8180 宛に行われなければならない。

銀行名： State Treasury
Radlinského 32
810 05 Bratislava
口座名義人： Depozitný účet ÚPV SR BB
IBANコード： SK49 8180 0000 0070 0006 0750
BICコード： SPSRSKBA
固定符号： 0558

手数料の支払を行う者は、国内官庁が手数料支払のために指定した「可変記号（variable symbol）」の表示が義務づけられている。

維持手数料の支払及び実用新案手数料の支払に関する更なる情報については、次を参照されたい。

<http://www.upv.sk/?patents-maintenance-fees>

<https://www.indprop.gov.sk/en/utility-models/utility-models/administrative-fees>

² 実用新案が、有効期間満了後に実用新案登録簿に登録された場合、国内官庁は登録証発行日から 2 か月以内に有効期間延長手数料を支払うよう出願人に通知する。

様 式（附属書SK. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 SK. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_sk.pdf